

# 任意継続被保険者制度ご申請について

以下、任意継続被保険者制度の条件および内容をよく理解した上でご申請ください。

1. 加入条件
- ① 資格喪失日の前日（＝退職日）までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること
  - ② 資格喪失日（退職日の翌日）から20日（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出すること
  - ③ 75歳未満であること

2. 加入期間 加入した日から2年間

3. 保険料額 任意継続被保険者の保険料は、事業主分の負担がなくなるため全額自己負担になります。（在籍中のおおよそ3倍程度）  
保険料計算の基礎となる標準報酬は、原則として次のうちのいずれか低いほうになります。（JAL健保HP参照）

- ① 被保険者の資格喪失（退職）時の標準報酬月額
- ② 当健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額

保険料は次の場合を除き、2年間変わりません。

- ・ 任継加入中、40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合、または65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合
- ・ 平均標準報酬月額や保険料率に変更された場合

※ 国民健康保険の保険料は、ご本人の前年の所得や退職理由によって異なります。

国民健康保険等の保険料もご確認いただき、本制度の加入をご検討ください。

4. 加入手続 **「任意継続被保険者資格取得申請書」を、退職後20日以内に当健保組合へご提出（必着）ください。**
- ・ 1日でも過ぎた場合は、法令上正当な理由がない限り申請を受け付けることはできませんのでご注意ください。（健康保険法第37条1項）
  - ・ 退職の1カ月前より受け付けておりますので、お早めにご提出ください。

5. 添付書類 今後も継続して扶養する16歳以上の家族については、再審査をおこないますので、該当書類(①～④)を添付してください。（すべてコピー可）

■ 必須書類 (①または②を提出)

① 給与収入がある	直近の源泉徴収票コピー	交付先：勤務先
② ①以外の方	直近の非課税証明書または所得証明書	交付先：市区町村役場

■ 該当者のみ

③ 年金収入がある	直近の年金振込通知書コピー	交付先：年金機構等
④ 被保険者と別居している	送金証明書等	健保事務センターへご連絡ください

※ 別途、追加で書類をご提出いただく場合があります。

6. 提出先 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-4-9 NMF新宿南口ビル6F（株式会社オックス内）

日本航空健康保険組合 健保事務センター 任継係

Tel：03-6629-1140 Fax：03-6629-1141 Mail：tekiyou.kenpo@jal.com

※ 申請書は郵送のみ対応

7. 納入方法 任意継続保険料の納付方法は以下（A・B）よりお選びいただけます。

**A 預金口座自動振替制度を利用**

- ① 口座振替日：前月の27日（休日の場合は翌営業日）
- ② 振替手数料：110円（保険料と合算して引落し）
  - ・ 毎月指定口座より自動的に保険料が引落としされます。（明治安田収納ビジネスサービス（株）に業務委託）
  - ・ 「預金口座振替依頼書」は、申請後ご自宅へ送付いたします。
  - ・ 自動振替開始まで2カ月ほどかかりますの振替開始までの保険料はお振込いただくこととなります。

**B 前納制度（割引保険料）を利用**

- ① 割引率：年利4.0%（複利現価法による） ※ただし、資格取得月は割引対象外
- ② 前納単位：**半年単位**（4月～9月および10月～翌年3月）  
**1年単位**（4月～翌年3月）
  - ・ 半年または1年単位で一括納入していただくことにより、割引が適用されます。
  - ・ 健保指定口座へお振込いただきます。（自動引落とし不可）
  - ・ 上記前納単位の途中で任意継続を資格取得する場合でも割引の対象となります。  
（例）11月1日資格取得の場合：11月保険料→割引なし、12月～翌年3月保険料→割引適用

8. その他 任意継続被保険者の資格取得（登録）については、資格取得日以降かつ全ての書類が不備なく揃ってからとなります。  
※ 資格取得登録が完了しましたら健保より「資格情報のお知らせ」を送付いたします。  
マイナポータルにて、ご自身の情報が正しく紐づけられているかご確認ください。

9. 資格喪失 **以下事由が生じたときは、任意継続の資格を喪失します。**

- ① 任意継続の資格取得日から起算して2年を経過したとき
- ② 被保険者が死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納付されなかったとき
- ④ 再就職先の健康保険の被保険者になったとき（海外で就職された場合は脱退不可）
- ⑤ 後期高齢者医療制度が適用（75歳になったとき、または65歳以上で寝たきりなどの障害認定をうけたとき）となったとき
- ⑥ 被保険者から脱退の申し出があり、健保組合が受理したとき（注）
  - （注1）資格喪失日は「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書（JAL健保HPより入手）」を健保が受理した日が属する月の翌月1日
  - （注2）申出後の取り消しはできません。

※④～⑥は「健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書（JAL健保HPより入手）」の提出が必要です。